

2003年6月 No.431

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 大槻 明司

http://www.kyoshakyo.or.jp



支援費制度の導入で様変わりする障害者施設(写真は障害者地域活動センター乙訓の里。6.7面に関連記事)

もろこし

左手に琥珀の液体の入ったジョッキを持ち、右手に焼き鳥の串を握り締め、口にくわえて引き抜く、左手の液体を流し込む。このとき、体にまとわりついた六月の蒸し暑い空気は一瞬に消え、元氣回復となる。今回は、右手に持った串に注目していただきたい、口でくわえて、引き抜く快感、焼き鳥は串に限ると実感する一瞬である。お箸で掴んでいたのでは、様にならないように感じる。

夏ばて防止の、うなぎの蒲焼は、広げた鰻に三本の串を刺して支え、タシをつけて炙り、また、タシをつけて裏返す。三本の串のおかげで、型崩れせず、姿良く丼に載って出てくるのである。

鮎もこのシーズンの魚であるが、串がなければ、考えられない食材のひとつである。「うねり串」と言っていて、生き生きと見せるための串で波打たせた形にする刺し方である。扇のように一本の串を広げて使う美しい串の使い方も、目にする事が出来る。

串は焼いたり、煮たりするときの支えとしても使われ、その用途は多様である。食材の支えだけではなく、美味しさや、美しさも演出している。日本のどこにでもある竹をうまく活用した、日本人の知恵と美学の結晶といつてよい。

串は細かく小さいが、私たちの食生活の中に深く関わり、独特の食文化を生み出してきた。しかし、料理の主役ではない、縁の下の力持ちである。社会福祉協議会は、地域の特徴を生かした多様な地域福祉活動・事業展開のけん引車としての役割を持つと共に、当事者本位のやさしくきめ細かな種々のサポートが、それを必要としている人々や家庭に、うまく届くように創出する。こんな串のような役割も担ってほしい。

住民とともに協働して創りあげる 活動計画づくりをめざして

京都府内では、現在、七社協が地域福祉活動計画策定に取り組んでいます。今月号では直近に策定委員会が答申を行った精華町社協と木津町社協の活動計画策定の概要をお伝えします。

木津町は人口約三・六万人、精華町は約三・二万人で、ともに関西文化学術研究都市の主要区域を包含し、人口が急増しています。両社協に共通する特徴として、①人口の急増により住民の生活・福祉ニーズが多様化している、②新興住宅地では町外からの流入人口が多いついでに、若年層も多いため地域福祉への関心が低く、社協活動への理解が乏しい、③新興地域では地域への帰属意識が低いなかで、同じ町内でも生活スタイルが大きく異なっているなどが挙げられます。

木津町における

地域福祉活動計画の特徴

■基本理念

■ **みんなが安心して住めるまちづくり**

○支部（活動）を基盤とした小地域健康福祉活動の推進

○『地域健康福祉マニュアル』の作成とリーダー養成

○「会員増強対策委員会」の設置

木津町社協・地域福祉活動計画策定委員会では基本理念を「みんなが安心して住めるまちづくり」とした計画を策定し社協会長へ答申しました（平成十五年三月三十一日付）。

基本理念を進めるため三つの基本方針を立てています。

(1) これまでの支部活動を基盤に、住民みんなが主体的に参加する地域福祉活動をめざします。

(2) 利用者の立場に立った事業活動を推進していきます。

(3) 社会福祉の転換期にふさわしい町社協組織の改革をめざします。

支部は昭和六十三年から結成が始まり、現在二十地区のうち十八地区で組織化されています。計画ではこの支部活動の充実を住民参加の小地域健康福祉活動の推進の大きな柱として据えています。また「ひとりの孤独者も出さない」を合言葉に高齢者や障害のある人、子どもたちを地域の「真ん中」におき地域福祉推進の積極的主体と位置づけています。

さらに、地域健康福祉活動として「健康づくりと福祉活動を一体のもの」として捉

地域福祉活動計画とは（定義）
可能な限り多くの住民が策定の段階から主体的に関わり、住民のニーズや意見を汲み上げる手法により、住民の合意形成を得ながら、住民とともに協働して創り上げる活動計画

「地域福祉活動計画策定の手引き（改訂版）」（京都府社協）より抜粋

える視点から、『地域健康福祉マニュアル』を作成するとともに、リーダー養成を行うことにしています。介護保険事業については「利用者の立場に立った事業活動」をめざしています。

この計画策定の議論の中で、多くの時間が割かれた項目が会員制度についてです。現在会員加入率（世帯比率）四五%となっています。社協会員は社協組織の基礎となるものであり、会費は大きな自主財源ですが、会員数はたやすく伸びません。先に述べたように学研都市を中心とした人口増加

により世帯数は増加しているため、むしろ比率は低下してきています。そこで、「会員増強対策委員会」を設置し、会員制度のあり方について集中的に検討を行うこととしていきます。

精華町における

地域福祉活動計画の特徴

■基本理念

■ **地域で共に助け合い、支え合うまちづくり**

○小地域福祉委員会（仮称）の設置

○地域福祉リーダーの養成

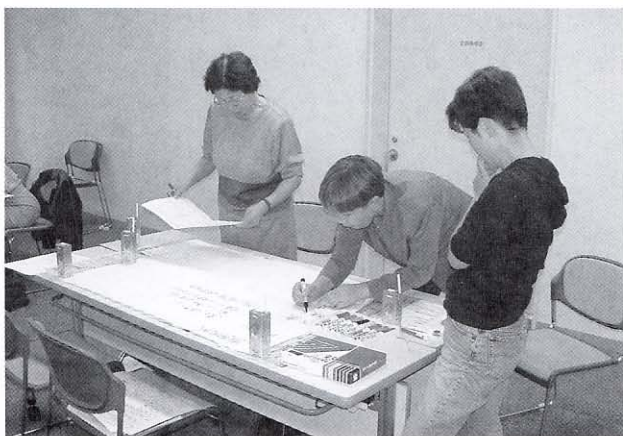
○地域特性に応じたニーズ把握と実施計画づくり

精華町社協・地域福祉活動策定委員会では、基本理念を「地域で共に助け合い、支え合うまちづくり」とした計画を策定し、社協会長に答申しました（平成十五年三月二十五日付）。

基本理念を進めるために三つの基本方針を立てています。

(1) 住民が主体的に参加する地域福祉活動を積極的に推進していきます。

(2) 利用者の立場に立った在宅福祉活動



精華町での作業部会の様子

<木津町・精華町の概要>

	人口	高齢化率	会員数 (法人・賛助会員等含む)	会員加入率 (世帯比率)
木津町	35,738人	12.6%	5,505口	45.0%
精華町	31,263人	13.8%	5,694口	63.8%

(数値：木津町は平成15年3月31日現在／精華町は平成14年4月1日現在)

また活動を推進する地域福祉リーダー（地域福祉推進委員）の養成研修会を実施し、知識や技術、そして何よりもハートのある地域福祉のリーダーを育てることを計画しています。

また策定にあたっては、作業部会を中心に素案づくりをしました。事務局長が部長となり民生委員、主任児童委員、社会福祉施設役員、ボランティアなど精華町の地域福祉の最前線で活躍しているメンバーでワークショップなどの手法も使いながら話し合いを進めました。そのなかで、作業部会委員から『精華町は地域特性が大きく違うた

め課題もそれぞれ異なる。大きく三つ程度に区分して議論してはどうか。』という意見が出され、町内を①既存地域、②昭和地域（昭和四十年代頃に開発された地域）、③学研地域の三つに分け、ニーズを捉えることにしました。既存地域では「高齢者の閉じこもり」、昭和地域では「健康への関心や不安」、学研地域では交通アクセスや公共施設の課題などが出されました。一方では、「人間関係の希薄化」については、地域を問わず課題として挙げられました。

策定委員会としては、これらの住民の生活ニーズを的確に捉え、柔軟かつ先駆的に様々な事業・活動に取り組んでいくため基本方針に従って「実施計画」を策定しています。

今後の地域福祉活動計画にむけて

京都市内も各市町村社協で計画策定や改訂が進んでいます。本会では平成十四年三月に発行した「地域福祉活動計画策定の手引き（改訂版）」のなかで、「いま社協に求められている力」として（１）その人らしい生活を支援していく活動（２）住み慣れたところで暮らし続けられる地域づくり（３）主体的な住民参画にもとづく親しみのある社協づくりを挙げています。つまり地域福祉を推進するには「住民個別への支援」と「地域づくりへの支援」の両方が密接に絡み合いながら進められることが必要となってきます。

策定にあたっては住民の主体的参加を前提に推進することが重要です。例えば今回

を推進していきます。

（３）社会福祉の転換期にふさわしい町社協組織づくりをします。

計画の特徴のひとつは、小地域福祉委員会（仮称）の設置です。これは従来から進めてきた小地域福祉懇談会の成果を踏まえ、現在の地区推進委員会を活性化するなかで、地域福祉のそれぞれの担い手が「支援の必要人」を中心に連携することを目指しています。

また活動を推進する地域福祉リーダー（地域福祉推進委員）の養成研修会を実施し、知識や技術、そして何よりもハートのある地域福祉のリーダーを育てることを計画しています。

また策定にあたっては、作業部会を中心に素案づくりをしました。事務局長が部長となり民生委員、主任児童委員、社会福祉施設役員、ボランティアなど精華町の地域福祉の最前線で活躍しているメンバーでワークショップなどの手法も使いながら話し合いを進めました。そのなかで、作業部会委員から『精華町は地域特性が大きく違うた

全国社会福祉協議会

しせつの損害補償

社会福祉施設総合損害補償

福祉施設の公的保険における
業務にも対応!

安全・健全な
施設運営の
ために

・すでに8,000をこえる社会福祉施設にご加入いただき、多くの事故に役立っております。
・この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

プラン1

施設の業務中事故
賠償補償

オプションにより、居宅サービス
や医療リスクも補償

プラン2

滞在型施設利用者
傷害事故補償

プラン3

通所型施設利用者
傷害事故補償

プラン4

送迎車搭乗中の
傷害事故補償

プラン5

施設の労災上乗せ補償
(オプション)感染症補償費用

プラン6

施設職員の傷害事故補償

プラン7

施設の什器・
備品損害補償

●お問い合わせ

取扱代理店

福祉保険サービス

ホームページも御覧下さい。http://www.fukushihoken.co.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL.03-3581-4667

紹介した精華町では民生児童委員やボランティアを含めた住民が作業部会のなかで素案づくりの主体を担っていますし、策定委員を市民公募している社協もあります。このように計画策定に関する「意思決定への主体的・積極的な住民の参画的参加を促す」ことが住民の合意を得る第一歩ではないでしょうか。

離職者支援資金貸付制度開始から一年

離職者支援資金貸付制度の現状と課題

長引く不況と雇用不安が続くもとで、政府は平成十三年九月、雇用の安定確保と新産業創出をめざした「総合雇用対策」を発表しました。その中で、失業者の生活の安定と就業促進を図るための施策として「離職者支援資金」（以下、本資金）の創設が決定されました。本資金は、生活福祉資金制度の枠内に位置づけられ、実施主体は都道府県社協が担うことになりました。京都府においても平成十四年三月より貸付を開始し一年が経過しました。現時点での本資金の現状と課題を考えてみます。

1、離職者支援資金貸付制度の現状

○貸付状況

平成十五年三月末での全国における貸付実績（別表1）は、貸付決定件数が四、五七一件、貸付決定額は五十四億九、〇四二万七千円です。京都府での決定件数は二九五件、決定額は四億三、四五四万円。うち、京都市内は二二四件で三億三、九八二万円です。京都府内市町村は八一件で九、四七二万円となっています。

貸付決定を地域別にみると京都市とその近郊の市部がほとんどであり、また、約半数の市町村からの申し込みに留まっている現状から、より一層関係者に本資金を理解

してもらい、府内全域での周知が必要です。

○借受世帯の状況

～自営廃業者の場合～

次に借受世帯の状況です。借受世帯の大半は給与所得者の世帯です。自営業廃業者も貸付の対象にしていますが、完全に廃業しないと貸付が受けられません。しかし、多くの自営業者はチャンスがあれば現在の自営業を立て直したいとの希望を持っており、完全に廃業してしまふことに不安があり躊躇します。自営業者の方からは、収入が大きく減少したことをもって貸付の対象としてほしいとの声が出されています。

申し込みのあった自営業者の業種は、不況の影響を大きく受ける飲食業、土木建築

業、繊維関係業が多いのが特徴です。景気の早期回復が求められます。

○借受世帯の状況

～給与所得者の場合～

給与所得者の職種は様々ですが、大半が中小零細企業や個人事業主のもとの雇用者です。雇用形態は必ずしも安定したものではなく、雇用保険の受給資格者も四割程度で、離職する以前から厳しい雇用状況にあったことが伺えます。離職の理由も自己都合は少なく、事業所の倒産、廃業やリストラといった雇用主側の都合がほとんどであり、長引く不況が離職の大きな原因と考えられます。

○脆弱な家庭基盤

申込者（生計中心者）以外の家族が就労しているケースも多くありますが、その場合の就労形態も多くがパートやフリーター等不安定であることが目立ちます。借受世帯は全体的に脆弱な家庭基盤におかれており、本資金の貸し付けだけでは厳しい世帯状況からの脱出が非常に難しい状況です。

○多くの福祉課題を抱えている
～教育、介護、離婚～

借受者の平均年齢は四十代後半でまさに働き盛りであり、子どもの修学費や親の介護等が生活上の課題となる世代です。生活において必要な支出が多くなることから予想される世代でもあり、離職による収入不安が多くなる生活課題、福祉課題に及ぶことが想像できます。

世帯の構成員数は複数の世帯が多いですが、ひとり親世帯や単身世帯からの申し込みも少なからずあります。離職の影響による離婚等が原因でひとり親世帯や単身世帯になった借受者も見受けられ、離職が単に収入を不安定にするだけでなく、家庭崩壊をも生み出すことは深刻な問題です。

2、離職者支援資金貸付制度の課題

貸付実績や借受世帯の状況から現時点での課題を考えてみます。

〔本資金の貸付条件の緩和と給付制度の充実〕

第一は、本資金の貸付条件の緩和と給付制度の充実です。

本資金の発足にあたり、予算化された貸付原資は全国で一十億円、うち京都府は一十億円です。貸付を開始した時点では、過去最高の失業率を背景に多くの借入申込があり、早い段階で貸付原資が枯渇するので

別表1—(1) 貸付決定状況累計 (貸付開始～H15. 3月末)

	全 国	京都府 (京都市含む)	全国比
決定件数 (件)	4, 571	295	6. 5%
決定金額 (千円)	5, 490, 427	434, 540	7. 9%

別表1—(2) 地域別決定状況累計 (貸付開始～H15. 3月末)

	京都市	京都府内 (京都市除く)	京都府全体
決定件数 (件)	214	81	295
(割 合)	(72. 5%)	(27. 5%)	(100. 0%)
決定金額 (千円)	339, 820	94, 720	434, 540
(割 合)	(78. 2%)	(21. 8%)	(100. 0%)

はないかという懸念がありました。しかし、貸付決定の現状は予算化された貸付原資の規模には至っていません。考えられる理由としては①離職中に償還を前提とした貸付制度は利用しにくい②一定の条件緩和がなされたものの連帯保証人の設定が困難である③貸付対象期間を原則離職後二年以内に限定している④自営業者は完全に廃業しな

ければ貸付対象にならない等が考えられます。

離職の理由が不況による倒産や解雇、リストラ等自己の都合によらない場合は、本来的には雇用保険での対応が第一義的ではないかと考えます。また、病气やけがで十分に求職活動ができない人や自営業廃業者には生活保護での対応が求められます。最低限度の生活は、給付制度での保障が必要と考えます。その上で、貸付制度が果たす役割を踏まえて本資金を運用し、連帯保証人や貸付対象期間等の条件緩和の検討が必要だと考えます。

全社協の集計資料では、借入希望者から市区町村社協へ相談後、実際に申し込みに至った割合は一割強に過ぎません。申し込みにつながらなかったケースを掘り下げ、今後の本資金の運営と離職者への新たな対策の検討につなげることも重要な課題です。

〔就労支援と個別援助の充実〕

第二は、借受世帯への就労支援と個別援助の充実です。

現時点において借入後に安定した仕事に就くことができた借受者は、かなり少ないと思われま。再就労を支援することが本資金の趣旨であるので、職業安定所等労働行政の専門機関等との連携を強めて就労支援を図ることが大切です。あわせて、厳しい求人状況を改善するためには、国、自治体の責任において雇用の創出をしっかりと行っていくことが求められます。

先に見たように、借受世帯の多くは離職

以前から不安定な生活状況にあり、離職を契機に、より一層不安定で様々な生活課題や福祉課題を抱える世帯状況に陥っています。また、今後は再就労できずに償還が困難となるケースの相談が増えることが予想されます。就労支援とあわせて本資金借入後の個別援助を強めること、償還が困難な期間の支払猶予等の福祉的措置をしっかりと講ずることが重要になってきます。

〔運営体制の充実強化〕

第三は、本貸付制度の運営体制の充実強化です。

本資金の実施主体は都道府県社協で、直接の相談援助窓口は市町村社協が担っています。運営に係る事務費は貸付利子の収入と補助金で賄うこととなっています。しかし、将来にわたり安定的に利子収入が得られるかどうかは難しい問題であり、また本資金制度の性格上有利子が適当かどうかの問題もあります。本貸付制度を安定的に運営するためには、都道府県、市町村社協への事務費補助金の確保と充実が重要な課題となります。

勇気ある一歩を支える「安心」



ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分 (ボランティア自身のケガ) と、賠償責任部分 (活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき) が補償されます。
保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度

まごころワイド

問合わせ・申込先 もあります

(福) 京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6295

ケア計画を作成するケアマネージャーが必要

—制度の実施前にアンケート調査—

身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉サービスの新たな利用の仕組み「支援費制度」が、平成十五年四月から実施され二ヶ月が経過しました。そこで今号は長岡京市にある「乙訓福祉社会（総括事業長 名倉淑子さん）」をお訪ねし、支援費制度への対応と課題を取材させていただきました。

支援費制度は、障害者の自己決定を尊重し、サービスを提供する指定事業者・施設との契約し、障害者自らがサービスを選択し、サービスによりサービスを利用する仕組みです。

制度は、高齢者の介護保険のように、一定の自己負担とともに、どんなサービスを受けるか、どの事業者を使うかを障害者自身が選べるようになります。

乙訓福祉社会では支援費制度の移行に先がけて平成十四年に利用者と家族にアンケート調査を実施しました。

アンケートでは、支援費制度の周知度を

探るとともに、乙訓福祉社会の現行の活動、サービス、処遇の評価を尋ねるとともに、希望される新たなサービスを探るなどの目的がありました。アンケートの結果は現在最終の集計中ですが支援費制度導入における地域生活支援への体制づくりに生かされました。

また、こうしたアンケートは施設にとっても初の試みで、副産物として乙訓福祉社会の開設から十二年間の実績を利用者と家族から直接に評価を確認することにもなったよかったです。



名倉淑子 総括事業長

制度導入後の乙訓福祉社会において実施の事業を紹介します。

■障害者地域活動センター乙訓の里

- 一九九〇（平成二）年十月開設（旧・共同作業所開設一九七八年）
- 身体障害者通所授産施設—本年四月に、前「乙訓の里」を改称
- 重症心身障害者を含む重度の身体障害のある方の地域活動の拠点（定員20／現員22）
- 全利用者が、障害程度区分Aの見込み

■障害者地域活動センター乙訓楽苑

- 一九九〇（平成二）年十月開設
- 知的障害者通所更生施設—本年四月に、前「乙訓学園」を改称
- 重い知的障害のある方の地域活動の拠点（定員30）
- 全利用者が、障害程度区分Aの見込み

■ハイツ竹とんぼ



ハイツ竹とんぼ



■障害者地域活動センター乙訓の里



支援費制度導入にむけたサービスガイドパンフレット

一九九九（平成十一）年四月開設
身体障害者福祉ホーム

・京都初の身体福祉ホームとして、重症
心身障害者をふくむ、重度の身体障害
のある方の地域生活の拠点。長時間型
ヘルパーを利用しながら自立生活をめ
ざす（定員10／内訳Ⅱ障害者地域活動
センター乙訓の里8＋障害者地域活動
センター乙訓楽苑2）

・現在、全入居者が、日常生活支援によ
る、月三百時間程度のヘルパー利用申
請中

■ハイツさくら

二〇〇二（平成十四）年四月開設
知的障害者グループホーム

・中度から重度の知的障害のある方の地
域生活の拠点。ヘルパーの派遣も受け
る（定員4／内訳Ⅱ乙訓若竹苑1＋大
山崎共同作業所1＋障害者地域活動セ
ンター乙訓楽苑2）

・障害程度区分Ⅰの方が三名の見込み

■乙訓福祉会ライフサポート事業所
二〇〇二（平成十四）年七月開設
障害者ホームヘルプ事業所

・「ハイツさくら」でのヘルプ派遣のた
め設立。四月からは、他機関に委託中
の「ハイツ竹とんぼ」の利用者の派遣
業務、および自立生活を志す利用者を
含めて実施

支援費制度の課題

支援費制度の実施から二ヶ月が経
過し、乙訓福祉会の各施設でも五月
には利用者との契約も完了しました。
そこでこうした経過の中から支援費
制度の課題を聞いてみました。

●事務手続き面について

障害者福祉に関しては、力を入れ
ている自治体とそうでない自治体と
の間に格差が存在しています。
乙訓福祉会の各施設でも、四つの
自治体からの利用者があり、各行政
機関ごとに制度利用の事務的手続き
に不揃いがあり困惑することもしば
しばありました。

●支援費支給決定について

支援費支給決定にあたっては、どのよう
なサービスをどれだけ受け取るかを決定しな
ければなりません。

介護保険制度では、資格を有するケアマ
ネージャーがその役割を担い、高齢者の意
向を尊重しながらサービスの種類と量を決
定しています。

しかし、支援費制度では、介護保険のケ
アマネージャーに相当する職種は存在せず、
市町村行政の担当職員がこれにあたること
になっています。

支援費支給決定にも障害者それぞれの特
性を把握し、ニーズや社会資源をアセスメ
ントしたうえでケア計画を作成し、これを
実施していくケアマネージャーに相当する
職種が必要です。

●事業者について

サービスの需要に対して、参入事業者が
少なく供給している量が追いついていませ
ん。利用者の自己選択を基本にした支援費
制度ですが、選択できるサービスに限り
があり、利用者の選択できる余地がないの
です。乙訓福祉会の各施設でもどこも定員が
いっぱい、市場原理を導入して活性化を
図り、サービスの質を向上させるとい
うこともねらいのひとつだったのですがうまく
機能していません。

●支援費について

支援費制度は障害者ができるだけ介護者
が生活する地域の施設で暮らせるように、
地域の利用者から得られる支援費を高め
設定してあります。

そうなる、施設としては単価の高い地域
の利用者を優先し、地域にその種類の施設
がない市町村に暮らす利用希望者はいつ
までも施設サービスを利用することが
できません。

●利用者負担について

これまでは、市町村など行政機関に支払
っていましたが、支援費制度では、サービ
スを受けた施設や事業者が直接支払います。
しかし、こうした支払いを含め難解な制度
を理解し、正しいサービスを利用するため
に、必要な自己決定能力を持っていない場
合が多いのです。

成年後見制度も莫大な費用負担がかり、
制度も複雑なため、一般的に利用できるよ
うな状態にはありません。成年後見制度の
整備が必要になります。

●終わりに

支援費制度は、障害者が事業者との対等
な関係に基づき、自らサービスを選択し、
契約によりサービスを利用する仕組みです。
しかし、現実には利用者の「選択」に至る
までの環境が整っていないのが現状です。

また、大きな制度改革が実施されたにも
関わらず、一般的な認知は非常に低く、今
後も国民の認知を広めていくことが必要で
す。

は 一 と ふ る 通 信

Vol. 20

「経済的虐待を受けている高齢者への支援について」

「ひとり暮らしの男性Uさん」

Uさんは六十代の男性でひとり暮らしをされています。

身体状況は、要介護度2で軽度の痴呆があります。三十代の時に脳卒中で倒れ、左半身麻痺、言語障害、歩行困難が残っており、車椅子を利用して生活しています。

家族構成は、六人兄弟の次男であり、脳卒中で倒れてからは長男に面倒を見てもらっていたのですが、数年前に長男が亡くなったため、ひとりで暮らすようになったそうです。長男以外の兄弟との関係は良くないようです。

主な福祉サービスの利用としては、ホームヘルプサービス（家事援助）を週三回、デイサービスに週一回通っています。

ホームヘルプサービスでは、ヘルパーさんと買い物や銀行へ一緒に行ったり、ご飯を作ってもらったり、掃除をしてもらい、非常に良好な関係の中で支援が行われているようです。また、デイサービスについてもカレンダーをめくりながら、非常に楽しみにして待っておられるとのことでした。

また、近隣との関係は、ゴミを出してくれる方や、時々様子を見に来てくれる方がいて比較的良好的なようです。

生活状況としては、これまで家業の手伝いやいろいろな職業を転々としてきましたが、現在は無職で生活保護費、障害年金を受給して生活しています。

「弟が訪ねてきたことから…」

そんなある日のことでした。ここ数年、行き来のなかつたすぐ下の弟Aが突然友人Bを連れて訪ねて来ました。以降、頻繁に訪れるようになり、居座ってヘルパーの作った食べ物を勝手に食べてしまったり、電話をかけたたり、本人の名前のつけでお酒を注文したり、次第に行動がエスカレートしていききました。また、友人BがUさんを連れて、通帳と印鑑を持ち出して銀行からお金を引き出させるようなこともしばしば起こりました。

そのため、預金残高がなくなり、家賃の引き落としができなくなったり、食費がないこともありました。おかしいと思ったヘルパーが本人に聞いたことから発覚し、本事業への相談が基幹的社協の専門員にありました。

さっそく、基幹的社協の専門員が本人宅を訪ねたところ、「社協に預けておいたほうが安心、ぜひお願いします。」と切実に訴えられたのですぐに契約をして支援を開始することになりました。

支援内容としては、生活支援員が週一回一時間から一時間三十分の支援として、預金の払戻の同行・代行をして、一週間分の生活費とヘルパーの買い物代を本人に渡しています。ただし、臨時に援助が必要な場合はUさんの意思を尊重して定められた訪問日以外にも支援ができるようにしています。

本事業を活用したことにより、お金を取られることは無くなったのですが、相変わらず弟Aなどの訪問は続き、本人も嫌がっていたため弁護士会の高齢者・障害者支援センターに相談をすることになりました。相談したところ、さっそく弁護士がAさん及びBさん宛に訪問禁止の警告文を作成し、内容証明郵便を出しました。

効果があつたのか、訪ねてくることも無くなり、Uさんの生活も落ち着きがでてきたそうです。

「関係者の積極的な対応が重要に」

今回のように経済的に虐待を受けているケースが本事業の相談の中でも増えてきています。第三者によるものであったり、時には親族、家族によるものであったりします。

強者と弱者の立場がはっきりしてしまい、声を出せずに虐待を受けつづけているケースがほとんどです。本人が自分で関係機関に相談することはまれであり、関係者の積極的なアプローチが重要になってきます。

ホームヘルパーをはじめ身近に支援を行っている人や近隣の人が日常の中でちょっとした本人の変化に気付き、関係機関に適切につないでいくことが求められます。

また、それぞれの関係機関だけで抱え込むのではなく、役割分担をし、インフォーマルな関わりも含めて重層的なネットワークを地域の中で確立していくことが大切です。